

パートナーシップ制度とは

現在の日本では、同性同士の婚姻は、法的に認められていません。このため、同性同士のカップルは、「パートナーが病院に搬送されても病状を説明してもらえない」、「家族なら利用できる会社の福利厚生が使えない」など、互いの関係性への理解が得られないことで生活する上での制約や差別を受けるなど生きづらさを感じている場合があります。

そこで、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面、精神面で互いに協力することを約束した二人がパートナーシップの関係であることを届出等した場合に、自治体が独自で証明等を発行することで、様々なサービス（市営住宅への入居、生命保険の受取人指定など）を享受し、社会的配慮を受けやすくする制度がパートナーシップ制度です。

ただし、婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

また、ファミリーシップ制度とは、パートナーシップの関係にある双方及びその一方の子、又は親が家族として協力して生活している場合に併せて届け出ることによって、社会生活関係についても証明等を受けられる制度です。

関係性の概念図

